

令和5年5月25日招集

令和5年 第5回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和5年第5回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第5回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和5年5月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門 脇 功
5番 高岡 茂雄	6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕 絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一 穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋 幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	17番 岡田 和 敏
18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治	

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第5号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第26号 農用地利用集積計画について
- 第 9 議第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第 10 議第28号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第 11 議第29号 東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
について
- 第 12 農地あっせん委員会の報告
- 第 13 農地転用委員会の報告
- 第 14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正 樹	農政主査兼係長	松岡 義 朗
主 任	杉浦 ひとみ	主 事	菊地 昂 太

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和5年第5回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、4番 東海林光輝委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

9番 仲野孝蔵委員、10番 石山一穂委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第4回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第5号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第11、議第29号東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてまでの、1報告と7案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

それでは、令和5年、第5回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、9件であります。

報第5号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、

本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 38 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：4,735 m²他 1 筆。賃貸人住所氏名：天童市仲町一丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市神町西二丁目 3 番 34 号、株式会社 ネクスト・レボリューション代表取締役 児玉克志。解約後の利用：第三者へ賃貸借であります。

以下、受付番号 39 番から 46 番までの 8 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、8 件です。

議第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 43 番、土地の所在：大字東根元原方字大森東●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：755 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：157 a。譲受人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：55 a であります。

以下、受付番号 44 番、45 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 46 番、土地の所在：大字東根元東根字一本木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,513 m²。貸人住所氏名：東根市三日町二丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：53 a。借人住所氏名：東根市神町東一丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：62 a であります。

以下、受付番号 47 番から 50 番までの 4 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、2 件です。

議第 24 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求

めるものであります。7頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号3番、土地の所在：大字泉郷元後沢字川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：311㎡。申請人住所氏名：天童市大字久野本●●●●、●●●●。職業：農業、転用後の主要目的：トラクター置場、コンバイン置場、スプレイヤー置場、田植機置場、草刈機置場、耕運機置場、駐車場（軽トラック）、駐車場（トラック）、通路他で、所要面積計が311㎡であります。

以下、受付番号4番の1申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

8頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。

議第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号23番、土地の所在：六田一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：220㎡他1筆。譲渡人住所氏名：米沢市門東町二丁目●●●●、●●●●、職業：無職。宮城県仙台市青葉区上愛子字雷神●●●●、●●●●、職業：無職。山辺町大字山辺●●●●●、●●●●●、職業：無職。譲受人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●●、●●●●●、職業：青果物卸販売業。転用後の主要目的：貸駐車場（普通車）、貸駐車場（トラック）、貸雪捨場、貸通路他、既存倉庫、既存店舗、既存トイレ、既存通路 他 所要面積計4,491.6㎡。備考として、所有権移転、併用地有 となります。

以下、受付番号24番から10頁の28番までの5申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、11頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条及び農地法第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。13頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、33計画です。

議第26号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づき、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 37 番、土地の所在：大字関山字上悪戸●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：932 m²。売人住所氏名：川崎市中原区木月祇園町●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。利用目的：畑として利用、移転時期：令和 5 年 5 月 25 日。対価、総額：0 円、無償、引き渡し時期：令和 5 年 6 月 14 日。買人の耕作面積は 374 a であります。

以下、受付番号 38 番から 40 番までの 3 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 171 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,000 m²他 4 筆。貸人住所氏名：酒田市二番町●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字蟹沢 2231 番地 4、株式会社 H I G U M A ファーム 代表取締役 熊沢儀行。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和 5 年 5 月 25 日、終期：令和 10 年 5 月 24 日。賃借料：10 a あたり 11,000 円、2 年目より 10 a あたり 10,000 円、5 年再設定。借り人の耕作面積は 1,784 a であります。

以下、受付番号 172 番から 19 頁の受付番号 199 番までの 28 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

20 頁の農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 13 計画であります。

議第 27 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。22 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構です。

受付番号 38 番、土地の所在：大字羽入字下●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,007 m²他 1 筆。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。借人住所氏名：山形市大字山寺●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 5 年 5 月 25 日、終期：令和 15 年 11 月 30 日。賃借料：10 a あたり 9,967 円 であります。

以下、受付番号 39 番から 23 頁の受付番号 50 番までの 12 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明

を省略させていただきます。24 頁をお開き下さい。

議第 28 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

別紙、令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、平成 28 年 3 月 4 日付け、27 経営第 2933 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により、本会において決定するものであります。内容は、記載のとおりでありますので、詳細説明は省略させていただきます。31 頁をお開き下さい。

議第 29 号 東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてであります。これは、改正農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、本会において決定するものであります。この度は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴うものです。32 頁をお開き下さい。

内容といたしましては、第 1 基本的な考え方について、「地域計画」が法定化されましたので、全体的にこのことを踏まえた記述にしております。

第 2 具体的な目標・推進方法及び評価方法につきましては、34 ページの（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の修正しております。

下段の（2）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法につきましては、35 ページ「②新規就農相談会等への参加について」、「（3）新規参入の促進の評価方法」、「第 3 『地域計画』の目標を達成するための役割」については、追記しております。

また、目標の数値につきましては、基本的な考え方に記載のとおり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うこととしておりますので、改選後の令和 6 年 3 月に見直す予定あります。

以上で、報告案件 1 件と、議案 7 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 12、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
3 番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

【3 番門脇功農地あっせん委員会委員長】

はい、3 番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 5 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 3 件、賃貸借権設定の許可申請 5 件、合計 8 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る5月15日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号43番から45番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号46番及び49番の申請事由は経営規模拡大となります。受付番号47番及び50番の申請事由は新規就農となります。

受付番号48番の申請事由は、新規法人となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏及び、新規法人であるさくらワイナリー山形株式会社 代表取締役 枝松 満氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第3条申請について許可する事と致しました。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

1番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を5月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請2件、農地法第5条による許可申請6件についてであります。転用許可申請関係案件については、去る5月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条申請についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号3番及び4番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号3番は農機具置場、受付番号4番は既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲で貸駐車場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(a)」に該当
立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(e)」に該当
次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、
受付番号23番、24番、26番については、都市計画法に規定する用途地域が定められて
いる区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号23番は貸駐車場、受付番号24
番及び26番は一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当
受付番号25番については、水道管及び下水道管が埋設されている沿道区域で、近隣に2
つ以上の医療施設がある農地となっており、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)a(a)」に該当
受付番号27番については、農用地区外の農地で、第一種及び第三種農地のいずれの要件
にも該当しないため、第二種農地となりますが、建築条件付売買予定地を整備するもので
あります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当
立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)b」に該当
受付番号28番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となり
ますが、集落に接続して、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当
立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当
以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付す
ることの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第14、地区委員会の開会及び報告についてであります、お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について
報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 26 号農用地利用集積計画について、14 番阿部昇委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【13 番 栗原洋幸委員】

13 番栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 23 号については、経営規模拡大、新規就農及び新規法人によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 25 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 26 号については、水田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 27 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 28 号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

議第 29 号については、経営基盤強化促進法の改正に伴い、文言の修正を行ったもので、本市の農地等の利用の最適化を推進する指針と認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番 大江正好委員】

1 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 23 号については、経営規模拡大 によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 24 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 26 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 28 号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

議第 29 号については、経営基盤強化促進法の改正に伴い、文言の修正を行ったもので、本市の農地等の利用の最適化を推進する指針と認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10 番 石山一穂委員】

10 番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 23 号については、新規就農 によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 24 号及び 25 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 26 号については、水田、畑及び樹園地 として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 27 号及び 28 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 29 号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。
これより採決に入ります。

【18番 瀬野幸太郎委員】

議長、ちょっと質問いいでしょうか。お聞きたいことがありますのでいいですか。

【議長】

はい、どうぞ。

【18番 瀬野幸太郎委員】

先程の事務局長の説明ですけども、34頁、④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱について、これですと、農地中間管理機構を通じてとありますが、例えば賃借料などについてはどのようになるのでしょうか。詳しくお願いします。

【松岡農政主査兼係長】

それでは、私のほうからご説明いたします。④の農地の所有者等を確認することができない農地の取扱というのは、所謂相続人不存在となった農地のことを一般的に言います。相続人不存在となって相続調査をして相続人がいないよということを確認されますと、農地中間管理機構を通せば、貸借の契約を結ぶことが出来る。一定期間告示しまして、「この農地について相続人誰もいませんか。」と告示をすると。その告示の期間を経て異議申し立てがなければ、そのまま農地中間管理機構を通して貸し借りの手続きを踏むことになるということになります。賃借料はどうするのかというと、極端に低い賃借料とか極端に高い賃借料ではなくて、一般的な相場での賃借料で契約をして中間管理機構に納めて、たぶん中間管理機構が法務局に供託すると。そんな感じで賃借契約ができるよということがございます。いま、実はちょうど●●委員さんがそんな感じで、●●さんは中間管理機構ではなくて独自で個々で借りていたのですが、借りている期間中に相続人不存在が確定してしまった農地があります。ちょうど●●さんの場合は契約期間が切れるまではこのまま契約は有効なんです。ただ、賃借料を納める相手方がいないので、●●さんは毎年、山形の法務局に行って供託しているという形です。なぜ供託をしなければならぬかということ、後でこちらのほうから債権者が相続財産管理人を選任して弁護士を立てたときに、「賃借料払ってないですよ」と言われてしまうからです。ですから●●さんは毎年賃借料を納めているということです。ただ、この契約期間が切れても契約したいとなったら、中間管理機構を通してやるという感じですか。そのような形になります。

【18番 瀬野幸太郎委員】

●●さんの場合は契約相手が分からないわけだからね。

【松岡農政主査兼係長】

●●さんは、相手方が亡くなったので、それで相続人調査をして（相手方が）いなくなったものだから●●さんは確定した分の年の賃借料は法務局に納める、供託する。

【18番 瀬野幸太郎委員】

確定ということは要するに、相手が分からないものだから法務局を通すということですか。

【松岡農政主査兼係長】

（相手方の相続人が）相続放棄したみたいだと●●さんから相談があって、うちのほうで調査をして（相続する人が）いないねとなった。それは裁判所に照会するんです。「この人たち、相続人がいるみたいだけど、この人たちから相続放棄の申出が来ていますか。」と。そうすると裁判所から「この人は相続放棄の申出が来ていますよ。この人はまだ来ていませんよ。」と回答がきて分かる。こちらで照会をして回答をもらうことになります。

【18番 瀬野幸太郎委員】

要するに（申出が）きている場合は大丈夫なんだけど、放棄が来ているのであれば個人的に納める。中間管理機構であれば大丈夫ということですか。

【松岡農政主査兼係長】

そうですね。今の契約期間が切れるまでは大丈夫、その個々の契約でいいんですけど、契約期間が切れて引き続き借りたいとなれば、中間管理機構を通さなければならないということになります。

【18番 瀬野幸太郎委員】

これは前からなのでしょうか。

【松岡農政主査兼係長】

ちょっと何年前からかは記憶にないんですけども、中間管理機構を通すと借りられますよというのが、3、4年前くらいからか、ちょっと分からないんですけども、出来るようになりました。

【18番 瀬野幸太郎委員】

分かりました。

【議長】

他に何かありませんか。

ないようですので、これより採決に入ります。

報第5号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第24号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第25号農地法第5条第1項の

規定による許可申請について、以上 3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 23 号から議第 25 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 23 号から議第 25 号については、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 26 号、農用地利用集積計画について、採決いたしますが、その前に、14 番阿部昇委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 26 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 26 号については、決定することに決しました。

14 番阿部昇委員の復席を求めます。

14 番阿部昇委員に申し上げます。

ただいま、議第 26 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 27 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、議第 28 号、農業委員会事務の実施状況等の公表について、議第 29 号、東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、以上 3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 27 号から議第 29 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 27 号から議第 29 号について、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和5年第5回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時50分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員